

多摩区地域包括ケアシステム推進本部設置要綱

(目的及び設置)

第1条 「川崎市地域包括ケアシステム推進ビジョン」に基づき、多摩区における「地域包括ケアシステム」の構築・推進に向けた施策の企画及び立案を行い、具体的な取組を実施するため、多摩区地域包括ケアシステム推進本部（以下「推進本部」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 推進本部の所掌事務は次のとおりとする。

- (1) 区域における「地域包括ケアシステム」の構築・推進に向けた取組の企画・立案に関すること。
- (2) 区域における「地域包括ケアシステム」に係る施策及び地区エリアの調整に関すること。
- (3) その他「地域包括ケアシステム」の構築・推進に関すること。

(構成)

第3条 推進本部は、別表1に掲げる者をもって構成する。

- 2 本部長は、区長をもって充てる。
- 3 副本部長は、副区長をもって充てる。
- 4 本部長は、推進本部の事務を総括する。
- 5 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故があるときは、その職務を代理する。
- 6 第1項に掲げる者のほか、本部長が必要と認める場合は、関係者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(会議)

第4条 推進本部の会議は、必要に応じて本部長が招集し、主宰する。

- 2 委員は、推進本部に出席できないときは、その指名する者を代理で推進本部に出席させることができる。

(幹事会)

第5条 推進本部に付議する事項に関し必要な事項を調査・協議するため、多摩区地域包括ケアシステム推進本部幹事会（以下「幹事会」という。）を設置することができる。

- 2 幹事会は、別表2に掲げる者をもって構成する。
- 3 幹事長は、地域みまもり支援センター（福祉事務所・保健所支所）地域ケア推進課長をもって充てる。
- 4 幹事会の会議は、必要に応じて幹事長が招集し、主宰する。
- 5 幹事は、幹事会に出席できないときは、その指名する者を代理で幹事会に出席させることができる。

(事務局)

第6条 推進本部及び幹事会の事務を処理するため、事務局を地域みまもり支援センター（福祉事務所・保健所支所）地域ケア推進課に置く。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は本部長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成27年1月14日から施行する。

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

この要綱は、平成29年5月10日から施行する。

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

この要綱は、令和5年5月10日から施行する。

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

別表1 (第3条関係)

多摩区地域包括ケアシステム推進本部

1	区長
2	副区長
3	まちづくり推進部担当部長
4	区民サービス部長
5	地域みまもり支援センター（福祉事務所・保健所支所）所長
6	地域みまもり支援センター（福祉事務所・保健所支所）副所長
7	道路公園センター所長
8	まちづくり推進部総務課長
9	まちづくり推進部企画課長
10	まちづくり推進部地域振興課長

別表 2 (第 5 条関係)

多摩区地域包括ケアシステム推進本部幹事会

1	担当課長（危機管理担当）
2	まちづくり推進部総務課長
3	まちづくり推進部企画課長
4	まちづくり推進部地域振興課長
5	まちづくり推進部生涯学習支援課長
6	まちづくり推進部生田出張所長
7	区民サービス部区民課長
8	区民サービス部保険年金課長
9	地域みまもり支援センター（福祉事務所・保健所支所）担当課長
10	地域みまもり支援センター（福祉事務所・保健所支所）地域ケア推進課長
11	地域みまもり支援センター（福祉事務所・保健所支所）地域支援課長
12	地域みまもり支援センター（福祉事務所・保健所支所）児童家庭課長
13	地域みまもり支援センター（福祉事務所・保健所支所）高齢・障害課長
14	地域みまもり支援センター（福祉事務所・保健所支所）保護第 1 課長
15	地域みまもり支援センター（福祉事務所・保健所支所）保護第 2 課長
16	地域みまもり支援センター（福祉事務所・保健所支所）衛生課長
17	地域みまもり支援センター（福祉事務所・保健所支所）担当課長 （保育所等・地域連携担当）
18	地域みまもり支援センター（福祉事務所・保健所支所）担当課長 （学校・地域連携担当）
19	道路公園センターの庶務を担当する課長